

4A16
YTH0002

表

講座名	年 月 日	点 数	※
令和2年 商法			

試験科目・回	試験地・クラス	受 験 番 号	フリガナ
			氏 名

第1 课时

1. 本件株式発行の効力はすでに発生しているため、Bについては第1株を発行無効の訴え(会社法(以下は省略)828条1項2号)を提起すべきである。

2、甲午士は公同会社ではないため非公開会社である。非公開会社

↑の場合、^{発生}「木更川」へ「カサガシ」が生じた日から1年以内」に「6年を2回繰り越すこととなる」

ねるね。本件について、現時点は令和2年5月14日である。事件標

式発行の効力が生じた日は令和2年4月10日と推定する。1年は糸巻店に

1. "π₂"。y, z 是昨天同时满足在 T。

そこで、Bは甲社の株式を27,900株所有する株主であり(同条25条23)から

原告適格を満たし、本株株式発行の~~行為~~は甲士で~~ある~~たが被告適格

に満たす(834条2号)。

3. 新株発行無効事由について定めがないため、いかなる場合も無効事由

に於て子か問題となる。

二つ点、おに発行した新株への無効にせよ。買入の安全を害す

ため 限定的に解決すべきもの。むしろ ~~同様の~~ 非公開型にしたい。全工程

而2種は、~~保持~~持て株の率、組持に~~係~~係。係は、既存株主の利益保

[illegible]

未及殊行無知，如約如失，亦不若存之，以全其法，起死回生。

二 解法本子 舊大外角法 定取子 取子 2 標 定 取 子 由 1. 子。

(1) まず、沢村 x_2 について、 $6x_2 = 0$ となる x_2 が、直交 $0 = \pm 1$ となる $x_2 = \pm 1$ となる

無効車由にあたりか。

▼ 株主総会の招集章程には、株主総会の目的事項を記載

伊 原 塾

CamScannerでスキャン

CamScannerでスキャン

24

25

28

31

3

3

1

1

裏

問題の存在を
意識した書き方で
goodです

(4) 前面所載の事項を著しく虚偽又は誤謬の記載に改ざりし、
時効の起算に支障を及ぼすことを目的として、
(5) 署名押印の真偽の如何に何等の疑念を生ずるもの
その他
前項に於ける氏名又は特定人の署名である。

答案用紙
3
頁

13) Bに21は、株式会社Aが有利発行であることをもたす理由

が説明されたこと(199条)に違反する主張がなされた。

同条により、株式会社Aが... 有利発行であることを主張するが、当該株式会社

は「その資本の増減を目的とするものではない」と主張している。

本件において、たしかに21の1は、株式会社Aの資本の増減を目的とするもの

ではない。合理的な方法は、5.1条に規定された方法に相当する客観的な事実を

明らかにし、実際の資本の増減は、株式会社Aの資本の増減を目的とするもの

ではない。Bの説明が、株式会社Aの資本の増減を目的とするものではない。

したがって、株式会社Aが有利発行であることを主張するが、これは

ために、虚偽の説明がなされたことによる。有利発行を「なす」

理由を説明したことは、21の1に違反する。

よって、Bは虚偽の説明がなされたこと(199条)に違反する。

したがって、Bは虚偽の説明がなされたこと(199条)に違反する。

よって、Bは無効な理由として主張するが、これは

第2 21の2 (1)

1. まず、本件株式併合の内容は、株式会社Aの資本の増減を目的とするもの

ではない。合理的な方法は、5.1条に規定された方法に相当する客観的な事実を

明らかにし、実際の資本の増減は、株式会社Aの資本の増減を目的とするもの

ではない。Bの説明が、株式会社Aの資本の増減を目的とするものではない。

したがって、株式会社Aが有利発行であることを主張するが、これは

ために、虚偽の説明がなされたことによる。有利発行を「なす」

理由を説明したことは、21の1に違反する。

伊藤 塾

CamScannerでスキャン

CamScannerでスキャン

表

試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ
			氏名

併合は「完全な支配に反する」といふ。

(3) よって上記請求は認められず。

2. また、P社には株主株式の株式を「買収する」と(18条24)

を認めるとも考へるが、本件株式併合によるP社2500株を保有する

がために、P社が「株主株式の併合」を認めるとも考へるが、本件株式併合によるP社2500株を保有する

と、P社が「株主株式の併合」を認めるとも考へるが、本件株式併合によるP社2500株を保有する

の2点から、かかる請求は認められない。

上へ上

の 疑問のバリエーションは、商標法に

の 疑問、即ち、非公開会社であることと判例に照らし、かつ、相対的に適切に指図すべきあり、大変よく見てもらいたい。

。 合併による、構成(メンバー)を議論して、三段階法で見てもらいたい。大変、疑問の多いところ。